

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 これまでの主な議論

平成30年1月30日
事務局

【構成員の指摘】

- MNOがMVNO事業を行っているほか、MVNOがMNOとしての事業を検討。MNOとMVNOの線引きが曖昧になっていることに留意すべき。
- 規制の強化が、リスクをとってフルMVNOになる事業者等の創意工夫に悪影響が生じないよう、慎重に考えていくことが必要。

【MVNO等の主な意見】

(接続条件について)

- MNOグループのMVNOやサブブランドのサービスは、料金・品質面において一般的なMVNOでは提供できない水準であり、同等性が確保されているか検証すべき。

(接続料について)

- 接続料について一層の適正化を図るべき。
- 音声卸料金は引き下げ余地があるのではないか。また、準定額・定額プランの音声卸提供を希望。

(接続料の精算について)

- 当面の間、接続料の当年度精算を行うことが適当。
- 接続料の確定が遅く、予見性の観点から課題。

(その他)

- MNOのメールアドレスの移行や、MNOの迷惑メール設定におけるMNOとMVNOの同等性が必要。

【MNOの主な意見】

(接続条件について)

- グループ内外を問わず、同条件でMVNOにネットワークを提供。
- MVNOの通信速度は帯域幅に大きく依存。
- ”いわゆる格安SIM”よりも高い料金プランで収益を確保しながら、快適な通信環境を提供。
- サブブランドは事業・ブランディング戦略の一部。

(接続料について)

- データ接続料は低廉化傾向。
- MNOはリスクを負って音声定額サービスを提供している。
- MVNOの利用形態によっては赤字になるおそれがあり、音声定額の提供は難しい。

(接続料の精算について)

- 当年度精算を行う一定の基準を設定すべき。
- 当年度精算を義務化する必要はない。

【構成員の指摘】

- ❑ 通信品質は帯域幅をどれだけ確保しているかに依存。MNOグループのMVNOやサブブランドの料金・品質については検証すべき。
- ❑ MVNOの契約帯域幅とユーザ数のデータを収集し、検証してはどうか。
- ❑ NTTドコモと契約するMVNOが圧倒的に多く、構造的に歪んでいる。
- ❑ BWA設備のコスト検証手段としては、第二種指定電気通信設備としての指定が考えられる。
- ❑ 料金と品質についての検証を行う場合、MNOグループのMVNOやサブブランドだけでなく、MNOの低価格サービスも同様に検証すべき。
- ❑ 関連MVNOではテザリングができ、そうでないMVNOではテザリングできないのであれば、問題。
- ❑ 音声通話の定額プランを提供できるかどうかは、各事業者によるリスクの取り方の問題ではないか。
- ❑ MNOの迷惑メール設定を変更し、MVNOのメール受信を検討すべき。

【MVNO等の主な意見】

- ❑ 店舗展開や販売促進面において、MNOと関連MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われている。
- ❑ NTTドコモ以外の大手携帯電話事業者についても電気通信事業法第30条に定める禁止行為規制(注)の対象とすべき。

(注) 収益シェア等に基づき市場支配的な事業者として指定された携帯電話事業者に、自社の子会社等に当たる事業者に対して不当に優先的な取扱いをすること等を禁じる制度。

【MNOの主な意見】

- ❑ 広告宣伝や店舗展開にかかるコストは、自社で適切に負担している。
- ❑ 料金・品質に係る検証は、検証目的、評価方法を明らかにし、関連MVNO、サブブランド及びメインブランドの低料金プランそれぞれの検証方法を整理すべき。
- ❑ 「市場支配的な事業者」ではない事業者への過度な規制は、低廉で多様なサービス提供の妨げになる。

【構成員の指摘】

- ❑ 店舗数の格差については、企業努力で対応可能な範囲ではないか。
- ❑ MNOと関連MVNO・サブブランド間の販売連携等の検証に必要な情報収集の実施を希望。
- ❑ 禁止行為規制ではサブブランドの料金・品質に関しては規制できない。メインブランドとサブブランドの会計の区分、スタックテストの導入を検討すべき。
- ❑ 市場シェアは競争状況の検証に重要。ワイモバイルのシェアもオープンにすべき。

【MVNO等の主な意見】

- 期間拘束契約の自動更新をやめるべき。
- 拘束期間終了後は解約自由かつ料金も変わらない契約にすべき。
- MNOによる48か月割賦払いと機種変更・端末下取りに伴う端末割賦残債の免除施策の組合せは、ユーザによる事業者の乗換えを阻害する要因となっている。また、構造が複雑であり、説明や同意取得についてのルール化を行うべき。
- 更新月の案内等により、期間拘束・自動更新に関する苦情は低減。

【MNOの主な意見】

- 契約更新漏れや利用者の手間を省くといった利用者利便のため自動更新としている。
- 2年経過後は同額で期間拘束のないプランも導入した。まずはその効果を検証願いたい。
- これまでの取組により、期間拘束・自動更新に関する苦情は低減傾向。

【構成員の指摘】

- 期間拘束の自動更新や解約時の料金など、ユーザによる事業者の乗換えを阻害する要因は見直す必要。
- デフォルトルールは利用者にとって有利なものとするべき。
- 高齢者や年少者の利用を考えると、解約について説明を十分にしたから良い、ということでは必ずしもない。制度的な対応が必要。
- MNOによる48か月割賦払いと機種変更・端末下取りに伴う端末割賦残債の免除施策の組合せは、ユーザによる事業者の乗換えを阻害。また、条件等が契約時に説明されているのかも疑問。
- MNOは自動更新しないプランの提供や更新月の通知を始めたところであり、また、行政指導を受けて説明を徹底するよう取り組んでいる。これらの効果を検証すべき。

【MVNO等の主な意見】

- ❑ MNOが下取りした端末の海外流出を抑制し、国内再流通を促進させるべき。
- ❑ 消費者が安心安全に中古端末を利用できるよう、キャリア自身が中古端末を販売すべき。
- ❑ 中古端末の普及には、消費者不安の払拭、認知度不足の解消が必要。
- ❑ 中古端末の流通拡大に向けて、公正・中立な国内中古端末取引市場を確立すべき。
- ❑ キャリアによる盗難端末・不払い端末に関する情報の細分化、公表の迅速化を行うべき。
- ❑ 関係者との間で、中古端末のSIMロック解除、下取り端末の二次流通、修理用部品の供給について協議・検討を行いたい。
- ❑ 端末の修理品質、修理プロセスの品質について、一定の認証制度を設けるべき。

【MNOの主な意見】

- ❑ 下取りした中古端末は仲介事業者に売却しているが、仲介事業者に対して中古端末の国内流通を制限していない。
- ❑ 現状、自身で中古端末を取り扱うことは考えていない。市場状況やユーザの声を踏まえて、検討したい。
- ❑ 関係者間の協議・検討については、中古端末市場の実態等を踏まえつつ、要望を伺いながら対応していきたい。

【構成員の指摘】

- ❑ 北米市場では、メーカーが純正の修理部品を供給し、第三者による修理が実現。一方、日本市場では、純正の修理部品が供給されない事例が存在。
- ❑ 中古端末のSIMロック解除に対応すべき。
- ❑ エレベータや立体駐車場の修理部品の供給妨害が独占禁止法上の不公正な取引行為と判断された例がある。同様の考え方はスマートフォンの修理部品が供給されないことにも当てはまるのではないか。

【MVNO等の主な意見】

- 利用者が自身の利用実態に合わせたプラン選択ができるよう、事業者は積極的に料金プラン等を紹介すべき。
- MVNOも、消費者の不安を払拭すべく、正確な説明等を行うことが必要。
- シンプルで理解しやすいサービスを提供してほしい。
- ユーザが多様なプランの中から自らの利用にあった選択ができるよう、消費者教育や消費者の積極的な関心も重要。

【MNOの主な意見】

- 利用実態と選択プランの乖離は必ずしも大きくない。
- 利用額やデータ利用量をオンライン上で確認できるサービスを提供。
- 利用者が請求金額と合わせて自身の利用量を把握できるよう、能動的な案内を開始。
- 「auピタットプラン」の提供や「料金プラン見直し窓口」の開設により、利用実態に応じた料金プランの選択を推進。

【構成員の指摘】

- MVNOの携帯電話端末サービス(音声サービスあり)も初期契約解除の対象とすべき。
- MNOから販売代理店に支払われる販売手数料の体系上、販売現場では高いプランを無理に勧めている現状。適合性原則に反する可能性があり、しっかりと調査すべき。
- MNOとMVNOのサービスには何らか棲み分けが必要ではないか。
- プランが多様化し、リテラシーの高いユーザばかりが得をする状況。消費者に対する教育も必要。

【MVNO等の主な意見】

(スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインについて)

- 代理店主導による高額キャッシュバックが見られる。

(SIMロック解除ガイドラインについて)

- 善意の中古端末ユーザの利便性向上に向け、当初契約者以外からのSIMロック解除受付ルールを整備すべき。
- MNOは、解約時に原則としてSIMロックを解除すべき。

【MNOの主な意見】

(スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインについて)

- 現行指針に抵触しないものの販売代理店による行き過ぎたキャッシュバックが再燃しており、何らかの対応を行うべき。
- 端末購入補助ガイドラインの適否の判断のみでなく、業界一丸となって、モニタリング体制を構築し、過剰還元抑制を図るべき。
- 周波数停波の場合など事業者起因で端末が利用できなくなる場合は、スマートフォンの無償提供を例外措置として可能とすべき。

(SIMロック解除ガイドラインについて)

- 中古端末のSIMロック解除については、端末購入補助の在り方とあわせて考えるべき。
- 中古端末のSIMロック解除は、盗難品のおそれがあるため、現時点では対応する予定はない。

【構成員の指摘】

(スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインについて)

- スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインでは、販売代理店独自の割引や1か月以上のキャンペーンにおいてMNOから販売代理店に支払う通信契約締結奨励金は、端末購入補助とされておらず、抜け穴となっている。
- 端末購入に伴う過剰還元に関するモニタリング体制の整備については、検討すべき。

(SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドラインについて)

- 中古端末のSIMロック解除に対応すべき。債務が残っていない端末の購入者に解除請求権が移転するのが自然ではないか。また、MNOは、盗難端末のおそれがあることから中古端末のSIMロック解除に応じていないとのことだが、善意の第三者は、取得した端末が盗難端末であったとしても、その端末を制約なく利用できるのが当然。盗難端末の「おそれ」のみでは、中古端末のSIMロック解除を拒絶する理由にならないのではないか。

【MVNO等の主な意見】

- 解約希望者を引き止めるためにポイントを付与しているのであれば、不公平ではないか。
- 条件付の最安料金訴求により、利用者の誤認が散見される。
- 店頭での接客時間が長時間化しており、限られた中で利用者に理解してもらえる説明を行うことは限界。

【構成員の指摘】

- 電気、ガスでは、新たに契約することとなる事業者との間の手続のみで、移行が可能。MNPのように既契約事業者との間で手続があると、既契約事業者による引き止めが発生してしまう。
- 解約月の料金が日割り計算されないのは不合理ではないか。
- 安心・安全なサービス提供を行うMVNOに対する、第三者機関による推奨・認定は注目すべき。
- IP電話で緊急通報等ができないとすれば問題。何らかの対応が必要。